

休日夜間急患診療体制整備費

補助金交付要綱

医第6-79号 昭和52年6月28日	一部改正医第10-102号 平成5年10月28日
一部改正医第4-132号 昭和54年4月22日	一部改正医第2-42号 平成6年2月15日
一部改正医第4-132号 昭和54年5月12日	一部改正医第10-92号 平成6年10月25日
一部改正医第5-78号 昭和55年5月23日	一部改正医第11-72号 平成7年11月27日
一部改正医第7-71号 昭和56年7月27日	一部改正医第12-115号 平成9年2月13日
一部改正医第8-24号 昭和57年8月23日	一部改正医第1-33号 平成10年1月13日
一部改正医第7-53号 昭和58年8月8日	一部改正医第12-14号 平成10年12月4日
一部改正医第7-13号 昭和59年7月5日	一部改正医第12-27号 平成11年12月10日
一部改正医第6-58号 昭和60年6月24日	一部改正医2第1-5号 平成13年2月13日
一部改正医第8-14号 昭和61年10月15日	一部改正医1第12-8号 平成14年12月27日
一部改正医第12-25号 昭和61年12月9日	一部改正医1第1-11号 平成16年1月28日
一部改正医第12-25号 昭和62年3月23日	一部改正医第1273号 平成16年9月17日
一部改正医第8-87号 昭和62年8月29日	一部改正医第1227号 平成17年11月24日
一部改正医第8-136号 昭和63年9月5日	一部改正医第2643号 平成19年2月19日
一部改正医第11-63号 平成2年1月5日	一部改正医第2814号 平成20年1月18日
一部改正医第12-18号 平成2年12月12日	一部改正医第3508号 平成20年3月31日
一部改正医第11-134号 平成3年12月6日	一部改正医第3508号 平成20年9月5日
一部改正医第6-118号 平成4年5月1日	一部改正医第3086号 平成21年3月23日
一部改正医第2-79号 平成5年2月25日	

休日夜間急患診療体制整備費補助金交付要綱

(通 則)

第1 休日夜間急患診療体制整備費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2 この補助金は、市町村が実施する休日夜間の急患診療体制を整備することにより、地域住民の休日及び夜間における救急医療の確保を図ることを目的とする。

(交付の対象)

第3 この補助金は、市町村が実施する在宅当番医制事業を交付の対象とする。

なお、複数の市町村が共同して在宅当番医制事業を実施する場合、県からの補助金は、これらの市町村を代表する一の市町村（以下「代表市町村」という。）に対し、交付するものとする。

(交付額の算定方法)

第4 この補助金の交付額は、別表により算出された額とする。ただし、算出された額に

1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(申請手続)

第5 この補助金の交付を申請しようとするときは、別紙様式1による申請書を、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(変更申請手続)

第6 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、第5に定める申請手続に従い、別に定める期日までに行うものとする。

(補助金の交付)

第7 この補助金は、知事が必要と認めるときは概算払をすることができる。

2 概算払の交付を受けようとするときは、別紙様式2による請求書を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第8 この補助金の事業実績報告は、事業完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1か月を経過した日又は翌年度4月10日のいずれか早い期日までに、別紙様式3による報告書を知事に提出して行わなければならない。

(交付の条件)

第9 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業に要する経費の配分の変更をする場合には、別紙様式4により知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、別紙様式4により知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、別紙様式5により知事の承認を受けなければならない。
- (4) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。

2 前項第2号の軽微な変更とは、事業の遂行過程で生じた事情変更等により事業内容が変更するものであるが、その内容が軽微であり、承認にかかわらしめるほどのことがないものをいう。

(その他)

第10 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は知事が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年2月13日から施行し、平成12年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、平成14年12月27日から施行し、平成14年4月1日から適用する。
- 3 この要綱は、平成16年1月28日から施行し、平成15年4月1日から適用する。
- 4 この要綱は、平成16年9月17日から施行し、平成16年4月1日から適用する。
- 5 この要綱は、平成17年11月24日から施行し、平成17年4月1日から適用する。
- 6 この要綱は、平成19年2月19日から施行し、平成18年4月1日から適用する。
- 7 この要綱は、平成20年1月18日から施行し、平成19年4月1日から適用する。
- 8 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 9 この要綱は、平成20年9月5日から施行し、平成20年4月1日から適用する。
- 10 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

別 表

- 1 次の表の第1欄の区分毎に、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

1 区 分	2 基 準 額	3 対 象 経 費
休 日	39,345円×施設数×診療日数	医師手当、給与費等
夜 間	39,345円×施設数×診療日数	医師手当、給与費等

(注) 診療日は、原則として診療時間が次の表に定める区分欄毎にそれぞれ1日とする。

区 分	対 象 時 間
休 日	午前8時から午後6時まで診療を行うもの
夜 間	午後6時から翌日午前8時まで診療を行うもの

- 2 1の表の第1欄の区分毎に選定した額に2分の1を乗じて得た額の合計額（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）を交付額とする。

番 号
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

補 助 事 業 者 名 印

平成 年度休日夜間急患診療体制整備費補助金交付申請書

このことについて、次により補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

- 1 補助金申請額 金 円
- 2 経費所要額調（別紙1）
- 3 事業計画書（別紙2）
- 4 添付書類

（1）当該事業に係る歳入歳出予算書の抄本

※ 複数の市町村が共同して事業を実施する場合、代表市町村以外の市町村についても添付。

（2）その他参考となる資料

在宅当番医制事業経費所要額調

(補助事業者名)

区分	総事業費 (A)	診療収入及び 寄付金の収入額 (B)	差引事業費 (A)-(B)=(C)	対象経費の 支出額 (D)	基準額 (E)	選定額 (F)	県補助基本額 (G)	県補助所要額 (H)	備考
休日	円	円	円	円	円	円	円	円	
夜間									
合計									

(注) 1 「総事業費」欄には、当該事業に係る総事業費を記入すること。なお、複数の市町村が共同して事業を実施する場合、各市町村の総事業費の合計額を記入すること。

2 「対象経費の支出予定額」欄には、当該事業に係る対象経費の支出予定額を記入すること。なお、複数の市町村が共同して事業を実施する場合、各市町村の支出予定額の合計額を記入すること。

3 「基準額」欄には、補助金交付要綱による基準額を記入すること。

4 「選定額」欄は、(D)と(E)とを比較して少ない方の額を記入すること。

5 「県補助基本額」欄は、(F)に記載された額を記入すること。

6 「県補助所要額」欄は、補助金交付要綱の別表の2により算出された額を記入すること。

在宅当番医制事業計画書

(補助事業者名)

在宅当番 医制実施 地区名	市町村名	人口 年4月 1日現在	診療開始 年月日	事業委託先	診				療			状		備	考
					区分	当番日 における 施設数	診療所	当番医療機関		延診療 予定日 数					
								病院	合計						
(記載例) ○○○地区	○○市	千人 150	H20.4.1	○○医師会 ○○医師会	休日 毎休日 ○施設	○○施設	○○施設	○○施設	○○施設	○○施設	72日				
	○○町	25													
	○○村	9													
		計184													

(注) 1 「市町村名」欄は、当該地区の医師会に在宅当番医制事業を委託する市町村を記入すること。

2 「人口」欄は、各市町村毎に記入し、地区の合計を記入すること。

3 「当番日における施設数」欄は、1日当たり施設数を記入すること。

4 「当番医療機関」欄には、在宅当番医制に参加する診療所数及び病院数を記入すること。

5 「延診療予定日数」欄には、診療日の算出方法により算出した診療予定日数を記入すること。

番 号
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

補 助 事 業 者 名 印

概 算 払 請 求 書

平成 年 月 日付け医 第 号で交付決定のあった平成 年度休日夜間急患診療体制整備費補助金について、次のとおり概算払いの請求をいたします。

1 概算払請求額 金 円

2 内 訳

補助金交付決定額 ①	既 概 算 交 付 額 ②	差 引 額 ① - ② = ③	今回概算請求額 ④	備 考
円	円	円	円	

3 概算払い請求の理由

4 支払いの方法

(1) 現 金 指定金融機関名

(2) 口座振替 振替先銀行名 銀行 支店

預金種別 (当座 ・ 普通)

口座名 No.

番 号
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

補 助 事 業 者 名 印

平成 年度休日夜間急患診療体制整備費補助金事業実績報告書

平成 年 月 日付け医第 号で交付決定を受けたこのことについて、次のとおり関係書類を添えて報告します。

- 1 補助金精算額 金 円
- 2 経費所要額精算書（別紙1）
- 3 事業実績報告書（別紙2）
- 4 添付書類

（1）当該事業に係る歳入歳出決算書（見込）の抄本

※ 複数の市町村が共同して事業を実施する場合、代表市町村以外の市町村についても添付。

（2）その他参考となる資料

在宅当番医制事業経費所要額精算書

(補助事業者名)

区分	総事業費 (A)	診療収入及び ひ寄付金そ 他の収入 額 (B)	差引事業費 (A)-(B)=(C)	対象経費の 実支出額 (D)	基準額 (E)	選定額 (F)	県基 補助額 (G)	県所 補助額 (H)	県 交付決定額 (I)	県 補助 額 (J)	差引過 不足額 (J)-(H)=(K)	備 考
休日	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
夜間												
合計												

- (注) 1 「総事業費」欄には、当該事業に係る総事業費を記入すること。なお、複数の市町村が共同して事業を実施する場合、各市町村の総事業費の合計額を記入すること。
- 2 「対象経費の実支出額」欄には、当該事業に係る対象経費の実支出額を記入すること。なお、複数の市町村が共同して事業を実施する場合、各市町村の実支出額の合計額を記入すること。
- 3 「基準額」欄には、補助金交付要綱による基準額を記入すること。
- 4 「選定額」欄は、(D)と(E)とを比較して少ない方の額を記入すること。
- 5 「県補助基本額」欄は、(F)に記載された額を記入すること。
- 6 「県補助所要額」欄は、補助金交付要綱の別表の2により算出された額を記入すること。

在宅当番医制事業実績報告書

(1) 実施状況 (補助事業者名)

在宅当番医制実施地区名	市町村名	人口 年4月 1日現在	診療開始 年月日	事業委託先	区分	当番日 における 施設数	診療状況			備考	
							療状況				
							区分	施設名	当番医療機関 当番日における主な診療科		
(記載例) ○○○地区	○○市	千人 150	H20.4.1	○○医師会 ○○医師会	休日	毎休日 1施設	病院	○○病院	○科、○科、○科、○科	延診療 日数	12日
					○○病院			○科、○科、○科、○科	12日		
	○○町	25			診療所	2施設	○○診療所	○科、○科	24日	8日	
							○○診療所	○科、○科	8日		
	○○村	9				6施設	○○診療所	○科、○科、○科、○科、○科、○科	48日	8日	
							○○診療所	○科、○科、○科、○科、○科、○科	8日		
計184					8施設	72日					
	夜間				毎夜間 1施設	病院	○○病院	○科、○科、○科、○科	63日		
						○○病院	○科、○科、○科、○科	62日			
	小計	2施設				125日	診療所	○科、○科、○科、○科、○科、○科	40日		
							○○診療所	○科、○科、○科、○科、○科、○科	40日		
	小計	6施設				240日	診療所	○科、○科、○科、○科、○科、○科	40日		
							○○診療所	○科、○科、○科、○科、○科、○科	40日		
合計					8施設	365日					

(注) 1 「市町村名」欄は、当該地区の医師会に在宅当番医制事業を委託した市町村を記入すること。

2 「人口」欄は、各市町村毎に記入し、地区の合計を記入すること。

3 「当番日における施設数」欄は、1日当たり施設数を記入すること。

4 「当番医療機関」欄には、在宅当番医制に参加した施設名及び当番日における主な診療科を記入すること。

5 「延診療日数」欄には、診療日の算出方法により算出した診療日数を記入すること。

6 当番表その他参考となる資料を添付すること。

(2) 診療科別患者数等調

(補助事業者名

)

区	分	内 科	小 児 科	外 科	科	科	科	科	科	科	科	科
患者延数	休日 (8時～18時)	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	準夜 (18時～22時)											
	深夜 (22時～ 8時)											
	計											
	延 診 療 日 数											
	1 日 平 均 患 者 数											

区	分	科	科	科	科	科	科	科	科	科	科	科	計
患者延数	休日 (8時～18時)	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	準夜 (18時～22時)												
	深夜 (22時～ 8時)												
	計												
	延 診 療 日 数												
	1 日 平 均 患 者 数												

(注) 1 地区医師会毎の別葉を作成すること。

2 「延診療日数」欄は、診療科毎の当番(診療)日数を記入すること。この場合において、「休日」「夜間(準夜・深夜)」はそれぞれ1日として記入すること。

3 「1日平均患者数」欄は、「患者延数」を「延診療日数」で除し、小数点第2位を四捨五入したものを記入すること。

番 号
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

補 助 事 業 者 名 印

平成 年度休日夜間急患診療体制整備費補助金に係る事業変更申請書

平成 年 月 日付け医 第 号で交付決定を受けたこのことについて、次のとおり変更して実施したく申請します。

1 変更事項

2 変更理由

3 添付書類

- (1) 変更前と変更後の内容を比較し記載した資料
- (2) その他参考となる資料

番 号
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

補 助 事 業 者 名 印

平成 年度休日夜間急患診療体制整備費補助金に係る事業中止（廃止）
申請書

平成 年 月 日付け医 第 号で交付決定を受けたこのことについて、次の理由により中止（廃止）したく申請します。

1 中止（廃止）の理由

2 添付書類

- (1) 申請時までの事業の進行状況が分かる資料
- (2) その他参考となる資料